

「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」の振替納税をご利用の皆様へ

令和8年熊本地震により被害を受けられた皆様方に心からお見舞い申し上げます。

標記の振替納税については、今般、下表の「指定地域」を対象として国税に関する申告・納付等の期限の延長措置が図られたことを踏まえ、以下のとおり取り扱うことといたします。

都道府県名	指定地域
熊本県	宇土市、宇城市、八代市、八代郡氷川町

1 指定地域内に納税地を有する方

令和8年7月28日（火）以降に法定納期限が到来する「令和8年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税2期分」及び「令和8年分消費税及び地方消費税の中間申告分・課税期間の特例適用分」の振替日については、別途国税庁告示で定める期日以降に改めて設定する日まで延長することといたしました。

新しい振替日については、今後、被災された方々の状況に十分配慮して検討してまいります。

なお、振替日が令和8年7月31日（金）の「令和8年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税1期分」については、振替納税による口座引落としが行われた後であっても、納税の猶予の申請を所轄税務署に行っていただくなどにより、その納税額を還付できる場合がありますので、状況が落ち着いた段階で所轄税務署または最寄りの税務署へご相談いただきますようお願いいたします。

2 指定地域以外の地域に納税地を有する方

今般の地震により被害を受けられた方は、申告期限等の延長や納税の猶予の申請を所轄税務署に行っていただくことにより、令和8年7月28日（火）以降に法定納期限が到来する国税の振替納税について中止できる場合があります。

また、振替納税による口座引落としが行われた後であっても、申告期限等の延長や納税の猶予の申請を所轄税務署に行っていただくことにより、その納税額を還付できる場合がありますので、状況が落ち着いた段階で所轄税務署または最寄りの税務署へご相談いただきますようお願いいたします。